

## 令和6年度

### 島根県柔道連盟指導員資格養成講習会並びに更新講習会について

2024.3.10

◎令和6年度からの指導員養成及び更新講習に係る主な改正点 \* 全柔連 HP に掲載事項

#### ○指導員資格制度運用規則、規程より2024年4月1日から新規の実施

①更新ポイントは、新規により**廃止 2024年度以降、毎年更新**

☞指導者資格有効期限毎年4月1日から翌年3月31日まで

②準指導員資格の**廃止**

全柔連の個人登録及び各資格(審判、指導者、形審査員)登録を行わなかった場合、各種講習を受講しても資格の取得や更新は認められない

#### 指導員資格養成講習会について

1. 受講要件登録、年齢、段位、指導経験等…講習会前日までに満たしていること
2. 年齢…C指導員満18歳以上  
現準指導員の皆さんはC指導員資格取得をめざしてください
3. 講習会の形式…「対面講義」、あるいは「対面講義とメディア講義を併用」  
島根県では「対面講義」としC、B養成講習会を従来どおり開催

#### 更新講習会について

1. 全柔連が行うオンライン講習会あるいは下記のとおり行う島根県での講習会を選択し受講  
島根県としては、今年度は年3回実施、1回1日受講の会場を作る予定です。  
なお、全柔連が行うオンライン講習については方法や日程については現在全柔連が内容を検討中です。詳細が分かり次第お知らせします。
2. もし受講できなかったときの再有効化について  
有効であった翌年のみ可能  
(残念ながら翌々年度以降は再有効化できないので資格を再度受講し取り直し)
3. 更新講習の内容  
①コンプライアンス講習 ②審判規程講習 ③安全指導講習 ④島根県版トピックス  
以上4講義予定
4. 受講記録  
①島根県主催の更新講習に係る受講履歴は、主催者島根県で管理  
②全柔連主催のメディア講義に係る受講履歴は、自動的に登録システムに記録  
☞自己管理及び県教育普及委員会報告を検討中
5. テキスト  
各講習会で指定されたテキストは各自全柔連 HP からダウンロードし準備  
紙媒体テキストは廃止